

平成 26 年 11 月 18 日

市長決裁

(設置)

第 1 条 地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に規定する地域公共交通会議として、稲城市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域バス事業その他の地域の実情に即した輸送サービスに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって組織し、必要に応じて議事等に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

- (1) 市の関係部長のうち市長の指名するもの 2 人
- (2) 識見を有する者 1 人
- (3) 一般社団法人東京バス協会から推薦を受けた関係者 1 人
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者から推薦を受けた関係者 3 人以内
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体から推薦を受けた関係者 3 人以内
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業者から推薦を受けた関係者 4 人以内
- (7) 市民代表 14 人以内
- (8) 国土交通省関東運輸局長から推薦を受けた関係者 1 人
- (9) 警視庁多摩中央警察署から推薦を受けた関係者 1 人
- (10) 東京都南多摩東部建設事務所から推薦を受けた関係者 1 人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があった場合は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集する。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(文書協議)

第7条 交通会議において既に協議が調った事項について軽微な変更を加えるとき又は交通会議を開会するいとまがない場合は、会長が書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

(検討委員会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは検討委員会を設置し、特定の事項について調査及び検討させることができる。

2 検討委員会は、前項の規定による調査及び検討の結果を交通会議に報告しなければならない。

3 検討委員会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。

4 検討委員会は、第2項の規定による報告をもって解散する。ただし、会長が存続を必要と認める場合は、この限りでない。

5 検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項については、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第 10 条 交通会議の庶務は、都市建設部管理課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

付 則 (平成 26 年 11 月 18 日市長決裁)

この要綱は、平成 26 年 11 月 18 日から施行する。